

伊佐市告示第109号

伊佐市子ども第三の居場所等事業運営業務について、公募型プロポーザル方式による手続きを開始するので公告する。

令和7年6月27日

伊佐市長 橋本 欣也



1 実施目的

伊佐市は、「学校でもない、家庭でもない、塾でもない、子ども第三の居場所」として、放課後を中心に子どもに対する学習支援、食事提供をはじめとした生活支援や保護者に対する養育支援を行うことにより、様々な事情を有する子どもと保護者を包括的に支援し、子どもの成長と自立を促し、地域全体で子どもや家庭を支援する環境の整備を進めていく。

また、「子どもの居場所」として、様々な理由で居場所を必要とする18歳以下の子どもに、自分らしくいられる時間と空間を提供する。

上記業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、対象者の生活環境等に対する理解に基づく事業提供力等を総合的に評価し、実効性が高いと評価される者を優先候補者として選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名：伊佐市子ども第三の居場所等事業運営業務委託
- (2) 業務内容：別紙『伊佐市子ども第三の居場所等事業運営業務委託仕様書』
(以下、「仕様書」という。)を参照のこと。
- (3) 業務期間：令和8年2月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 委託料上限：令和7年度 年額 2,200,000 円
令和8～10年度 年額 14,646,000 円
- (5) 選定数：1 者

3 参加資格

当該公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。なお、この企画提案において、既存の法人や団体という制限は設けず、有資格者等がつくる

グループでの応募も可能とするが、複数企業による共同企業体での応募は認めない。

- (1) 児童福祉事業またはそれに類する事業に取り組んだ実績があり、仕様書に記載された業務内容を履行可能な者であること。
 - (2) 株式会社、営利型の一般財団法人、営利型の一般社団法人でないこと。
 - (3) 参加資格申請書等の提出期限の日から開設の日までの間に、伊佐市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要綱（平成 20 年告示第 80 号）に基づく、指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しない者であること。
 - (5) 法人税、地方税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。
 - (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者。
 - (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年度経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※ (5)から(9)については、連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

4 日程

項目	日程・期限
実施要領等の公表 及び募集開始	令和 7 年 6 月 27 日（金） 市ホームページに掲載
質問の受付期間 （電子メールのみ）	令和 7 年 6 月 30 日（月）から令和 7 年 7 月 11 日（金） 午後 5 時まで（必着） 宛先：f-kosodate@city.isa.lg.jp
質問の回答	令和 7 年 7 月 15 日（火）までに市ホームページに随時掲載
参加資格申請書等の 受付期間	令和 7 年 6 月 30 日（月）から令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 5 時まで（必着）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 7 月 25 日（金）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで（必着）
審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 8 月 22 日（金） （場所、時間等は応募書類受付確認後に事業者宛通知）
審査結果の通知	令和 7 年 8 月末予定

5 担当課

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1 8 8 8 番地

伊佐市役所 こども課 子育て支援係

電話：0 9 9 5－2 3－2 3 1 1（内線 1 2 1 6）

電子メール：f-kosodate@city.isa.lg.jp

※ その他詳細は、伊佐市ホームページにて「伊佐市子ども第三の居場所等事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。